

平成31年第1回  
美唄市議会定例会会議録  
平成31年3月4日(月曜日)  
午前10時00分 開会

---

## ◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 市政並びに教育行政執行方針演説
- 第7 報告第1号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第2号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第3号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第4号 例月出納検査結果報告
- 第11 報告第5号 定期監査報告
- 第12 報告第6号 行政監査報告
- 第13 承認第1号 専決処分の承認を求める件(平成30年度美唄市一般会計補正予算(第10号))
- 第14 議案第17号 美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正の件
- 第15 議案第18号 美唄市消防団条例等の一部改正の件
- 第16 議案第19号 美唄市医療費助成条例の一部改正の件
- 第17 議案第20号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件
- 第18 議案第21号 美唄市手数料徴収条例の一部改正の件
- 第19 議案第22号 市道路線の認定及び廃止の件

- 第20 議案第3号 平成30年度美唄市一般会計補正予算(第11号)
- 第21 議案第24号 平成30年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第3号)
- 第22 議案第4号 平成30年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号)
- 第23 議案第5号 平成30年度市立美唄病院事業会計補正予算(第2号)
- 第24 議案第6号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件
- 第25 議案第7号 平成31年度美唄市一般会計予算
- 第26 議案第8号 平成31年度美唄市民バス会計予算
- 第27 議案第9号 平成31年度美唄市国民健康保険会計予算
- 第28 議案第10号 平成31年度美唄市下水道会計予算
- 第29 議案第11号 平成31年度美唄市介護保険会計予算
- 第30 議案第12号 平成31年度美唄市介護サービス事業会計予算
- 第31 議案第13号 平成31年度美唄市後期高齢者医療会計予算
- 第32 議案第14号 平成31年度市立美唄病院事業会計予算
- 第33 議案第15号 平成31年度美唄市水道事業会計予算
- 第34 議案第16号 平成31年度美唄市工業用水道事業会計予算

---

## ◎出席議員(13名)

議長 小 関 勝 教 君

副議長 土井敏興君  
1番 丸山文靖君  
2番 吉岡建二郎君  
3番 松山教宗君  
4番 川上美樹君  
5番 楠徹也君  
7番 本郷幸治君  
8番 吉岡文子君  
9番 山崎一広君  
10番 桜井龍雄君  
11番 谷村知重君  
13番 金子義彦君

#### ◎出席説明員

市長 高橋幹夫君  
副市長 藤井英昭君  
総務部長 中平匡司君  
市民部長 松田公史君  
保健福祉部長兼福祉事務所長 平泉宮子君  
経済部長 市川厚記君  
都市整備部長 西尾正君  
市立美唄病院事務局長 小橋一夫君  
消防長 相馬一司君  
総務部総務課長 村上孝徳君  
総務部総務課長補佐 置田孝浩君

教育委員会教育長 星野恒徳君  
教育委員会教育部長 森川治君

選挙管理委員会委員長 高田豊君  
選挙管理委員会事務局長 (村上孝徳君)

農業委員会会長 今田邦彦君  
農業委員会事務局長 佐々木武君

監査委員 後藤樹人君  
監査事務局長 永森峰生君

#### ◎事務局職員出席者

事務局長 三上忠君  
次長 門田昌之君

午前10時00分 開会

●議長小関勝教君 ただいまより、本日をもって招集されました平成31年第1回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

8番 吉岡文子議員、

9番 山崎一広議員

を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月26日までの23日間とし、うち3月5日ないし7日、3月9日及び10日、3月12日ないし25日を休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長小関勝教君 この場合、ご報告いたします。

森川明議員は、昨年12月26日、逝去されました。誠に哀悼痛惜のきわみに耐えません。

森川明議員には、本市議会議員として、平成19年選挙において、初当選の栄に輝かれ、市政の振興発展に心魂を傾けてこられました。今後の活躍にも大いにご期待をしておりましたが、誠に残念でなりません。

ここに、森川明議員のご冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思います。

ご起立を願います。

黙祷。

( 黙 祷 )

黙祷を終わります。

ご着席願います。

この際、弔意を表するため、吉岡文子議員より追悼の発言を求められておりますので、これを許します。

8番、吉岡文子議員。

●8番吉岡文子議員（登壇） 私は去る12月26日に急逝された故森川明議員の追悼に当たり、美唄市議会を代表して、謹んで追悼の言葉をささげます。

ご家族を議場にお迎えし、ご遺影を拝して、改めて森川明議員の市議会議員としての誇りと情熱に思いをめぐらせ、このたびのあなたの急逝には、残念という言葉では表しきれない悔しい思いが募ります。

あなたは平成19年の選挙で初当選され、23年、27年と連続3回の当選で、この平成31年第1回定例会で、3期の議員活動の終了を迎えるはずでした。

この間、平成23年には産業・厚生常任副委

員長、平成25年には総務・文教常任副委員長を務められました。

また、昨年平成30年5月30日には、全国市議会議長会より、議員在職10年表彰を受けられました。

定例会での一般質問には必ず取り組まれていましたし、常任委員会やそのほかの委員会でも、議員としての説明責任を果たすべく、疑問点を掘り下げ、鋭く質問を繰り返していました。

おりしも、今回の定例会は当初予算を審査する定例会であり、昨年の予算書を振り返っておりますと、さまざまな事業に森川明議員の質問が見受けられ、当時の質問や議論がよみがえります。

広報紙にかかわり、民間業者に委託の是非を議論し、男女共同参画事業では、予算の少なさをただしていました。

地元峰延の老人クラブの役員となっていることから、老人クラブへの補助について質問し、また、保育所や小学校でのフッ化物洗口事業には、全国的な調査を展開して、その危険性を徹底して指摘していました。

農業に関連しては、長く食糧事務所に勤務されていた経験を活かし、水稻振興事業や畜産振興事業、換地事業や市有林管理事業など、多方面に質問を展開していました。

教育に関しても、市立図書館の図書の実態などについて質問していました。

予算審査以外でも、農村の未婚者対策への行政の働きかけの必要性や、樺戸道路の歴史的意義、美唄の基幹産業を支える新しい作物の提案や、議員の誰よりも詳しい教育現場の生々しい問題を教育長へ質問しておられまし

た。

議員研修で各地へ足を運ぶと、必ず各地の紹介パンフレットを持ち帰っていました。ご自分でも集めることが好きだといっておりましたが、ご自宅の世界各地の民芸品のコレクションを見せていただき、改めて驚いたことを覚えています。カラオケやお酒も好きなようで、ある日、ワインのラベルを持参されて勧めていただいたこともありました。

昨年の第2回定例会の頃から、ご本人から「風邪が完治しない」「咳がなかなか治らない」との言葉を聞き、確かに苦しそうな様子も見受けられました。

誰もがこんなに早いお別れが待っているとは考えられませんでした。誰よりも森川明議員ご自身が一番無念であったろうと思います。きっと議員としての任期を全うすべく、今定例会での質問を、12月の第4回定例会終了後、準備されていたはずです。

あなたの無念の思いに答えるために、残された私たちは、議員としてしっかり行政課題に向き合い、自分の頭と言葉で理解を深め、市民の中に入って説明し、寄せられた声を行政に反映させることが求められていると考えます。

森川明議員、今、あなたの在りし日の面影と言動をしのびつつ、生前のご功績をたたえ、ご家族の皆様の前途に限りないご加護を賜りますようお願いいたしまして、お別れの言葉といたします。

●議長小関勝教君 これをもって、追悼の発言を終わります。

暫時休憩いたします。

---

午前10時07分 休憩

午前10時10分 開議

---

●議長小関勝教君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) 平成31年第1回市議会定例会にあたり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

訴状の送達について申し上げます。

去る2月15日に、札幌地方裁判所から、平成30年5月に水道管の破損による漏水で被害が生じた建物の所有者が原告となり、美唄市を被告として、損害賠償を求める請求事件の訴状の送達がありました。

訴えを提起した原告からの賠償請求金額は200万2,000円であります。

今後の対応につきましては、美唄市が依頼する代理人弁護士と日本水道協会水道賠償責

任保険の取扱い保険会社と連携を図りながら、慎重に対応してまいります。

以上、申し上げまして報告を終わります。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第6、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 平成31年第1回市議会定例会に当たり、市政執行について私の所信を申し上げます。

私は、市長就任2期目の市政を担当させていただいて以来、残すところ3か月余りとなりました。

この間、私は、市長としての責任を重く受けとめながら、皆さんとお約束した『ふるさと美唄の再生』のため、「人を元気に まちも元気に 光輝く美唄」の実現に向けて、『未来を見据えた、新たな「健康」「産業」「安心・安全」戦略で、「活力」あるまちづくりの実現』を掲げ、「健康で元気なまちづくり」、「地域に根差した、力強い産業づくり」、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」、「未来への成長戦略づくり」に全力で取り組んでまいりました。

また、国が掲げた地方創生の実現に向けては、本市の最重要課題である人口減少の克服や地域経済の活性化を図るため、「びばい未来交響プラン・第6期美唄市総合計画後期基本計画」の完遂を見据え、「美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、有効かつ効果的な事業の構築を行うとともに、有利な国の交付金等を獲得して、市民の皆さんと協働しながら、未来に将来に夢や希望を描ける、ふるさと美唄の創生に邁進してきたところがあります。

平成31年度におきましては、「総合計画後期基本計画」や「総合戦略」の取り組みをしっかりと検証するとともに、厳しい時代の変化に的確に対応しながら、私への至上命題に関して、その責任を果たすため、一心不乱に取り組んでまいりたいと考えております。

平成31年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

生活様式の多様化や高度化、複雑化に伴い、広範・多岐にわたる市民ニーズが生じているなか、私は、満足度の高いまちづくりを進めるために市民と行政がともに考え、ともに協力しながら「協働のまちづくり」を推進していくことが重要であると考えております。

そのため、多種多様な手段により、さまざまな市政情報を発信・共有し、市民の皆さんとの共通認識の醸成を図るとともに、活力あるまちづくりに向けて、実践的人材の育成を図り、「総合計画」に掲げた都市像の実現に向けて、誠心誠意取り組んでまいります。

次に、平成31年度の主要施策について申し上げます。

「総合計画後期基本計画」をさらに加速させるとともに、「総合戦略」を締めくくる重要な年度となるため、国の交付金などの有利な財源を活用しながら、「事務事業インデックス第Ⅲ期」や「美唄市中期財政運営基本方針」に基づき、事業のスクラップアンドビルドや選択と集中を徹底するなど、有効かつ効果的な事業を展開して、経済振興や安全・安心な暮らしに立脚した市民生活の向上のための施策に、力強く取り組んでまいります。

初めに「人と情報が行き交いにぎわいが生まれるまちづくり」であります。

農商工連携については、引き続き、農商工連携等推進補助金により、6次産業化事業や農商工連携事業による商品開発、加工、販売等について支援するほか、新たに生まれた商品が美唄ブランドとして定着するよう、支援機関等と連携して情報発信の強化や販路開拓のフォローアップを行うとともに、新たに市内高校と食品加工や商品開発のアイデアについて意見交換を進めてまいります。

また、農商工連携セミナーを開催し、市内農業者及び食料品製造業者等へ、制度の周知や商品開発の啓発を行うほか、市内外に対して農商工連携の取り組みをPRしてまいります。

農業振興については、新たな国際自由貿易協定の発効など農業を巡る情勢変化に対応していくため、国営農地再編整備事業や道営農地整備事業をさらに推進し、生産条件の改善と担い手への農地の集積を図るほか、農道や排水路などの施設の適切な維持管理に努め、本市の基幹産業である農業の経営基盤強化を図ってまいります。

また、水稻や畑作物の生産振興に向けては、試験栽培や輪作課題の研究をはじめ、鳥獣による農作物の被害防止などの取り組みを、農業改良普及センターや農業協同組合などとの緊密な連携のもと推進していくとともに、農業協同組合が生産を振興するアスパラガスの生産拡大に向けた支援を継続するほか、にんにくや生姜などの高収益作物の振興を図ってまいります。

担い手の育成・確保に向けては、女性や若手農業者を対象とした農業経営研修等の支援及び新規就農者確保に向けた取り組みの拡充

を行うほか、農業経営の改善に向けては、国の経営改善の取り組み支援事業を活用してまいります。

さらに、消費者に信頼される産地づくりに向けては、農業者が主体の農業・農村の多面的機能を維持・発揮する取り組みや環境保全型農業の取り組みを引き続き支援してまいります。

商工業振興については、企業の経営基盤の強化を図るため、中小企業等振興条例に基づき、新産業創出、販路開拓、人材育成、新規創業などを支援するほか、国や道などのものづくり産業に対する支援制度の情報提供に努めてまいります。

また、産業振興条例に基づき、工場等の新增設に対する助成及び課税の免除等を行い、本市産業の振興と雇用機会の拡大を図ってまいります。

さらに、空知団地への企業誘致を推進するため、美唄ハイテクセンターにお試しサテライトオフィスを設置するほか、本市の利雪の取り組みを広くPRするとともに、国や道の国土強靱化計画等と連動し、ホワイトデータセンター構想や食料備蓄拠点構想の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

中心市街地の活性化に向けては、地域おこし協力隊を新たに配置し、中心市街地の賑わい創出のためのイベントの企画や商店街PR冊子の作成などを行うほか、商工会議所や商店街組織、関係機関などと連携を図りながら、創業支援をはじめ、魅力ある商店街づくりや安定した経営ができる商業環境づくりに努めてまいります。

また、本年10月1日からの消費税率の引き

上げに伴い、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、国の制度を活用し、プレミアム付商品券の販売を行ってまいります。

観光・交流については、国内外におけるシティプロモーションや特産品のPR活動をはじめ、中華大学観光学部とのインターンシップ事業などによる連携を通じて、本市の魅力を広く情報発信し、交流人口の拡大と物産の振興に努めてまいります。

さらに、本市の特徴ある「食・農・アート」などの地域資源を活用したさまざまなツーリズムを積極的にアプローチしていくため、DMOの設立を視野に、市内事業者や関係団体と連携した観光地域づくりを推進するほか、「おもてなし外国語」や「やさしい日本語の啓発」など、インバウンド等へのホスピタリティの向上を図る受入環境の整備に取り組んでまいります。

また、冬のアクティビティの取り組みについても広くアピールし、冬季の観光客誘致に努めてまいります。

サイクルツーリズムの推進については、国や道をはじめ昨年11月に発足した「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」などと連携して、自転車を活用したまちづくりに関する情報交換、観光振興を図るとともに、昨年、交流拠点施設に増設した宿泊棟「ANNEX」を拠点に、市内のサイクリングコースや周辺施設等を楽しんでいただけるよう、ガイドの育成とともにサイクルイベントの開催により、交流人口の増加を図ってまいります。

「炭鉄港」の取り組みについては、関係する自治体や団体などで構成される炭鉄港推進協議会の取り組みを、広報紙やホームページ、各種イベントなどを通じて情報発信するなど、日本遺産の認定に向けて機運の醸成を図ってまいります。

ふるさと納税については、積極的にPRを行うとともに、美唄ならではの魅力ある返礼品の充実を図り、新規納税者やリピーターの確保に努めてまいります。

移住・定住の推進については、住宅の新築または中古住宅を購入した転入者や札幌市にJR特急定期券を利用して通勤する転入者への助成及び市所有の分譲地を購入した方への助成を継続するほか、新たに札幌市内を循環する路線バスの車内に、本市への移住・定住に関するPR映像を放映するなど、札幌圏からの移住者の獲得を強く進めてまいります。

公共交通については、昨年実施した実証運行を踏まえ、本年4月から市民バスの一部路線変更を行い、市民の皆さんの利便性を高めてまいります。

また、持続可能な公共交通を目指し、消費税率の引き上げに合わせて、市民バスや乗合タクシーの料金改定に取り組んでまいります。

情報化推進については、ホームページ等により、市政情報を迅速かつ的確に提供し、情報の共有を図るとともに、民間放送局が行っている地上デジタル放送のデータ放送を利用した、暮らしの情報や災害などの緊急情報をお知らせする「地デジ広報」を導入してまいります。

また、行政が保有する情報を、誰もが二次的に活用することができる「オープンデータ」

の取り組みを推進し、行政の透明性・信頼性の向上に努めてまいります。

光回線については、サービスエリアの拡大に向けて、引き続き関係企業などへ働きかけてまいります。

次に「人と文化を育み交流が広がるまちづくり」であります。

子育て支援については、妊娠・出産の希望をかなえる支援策として、不妊治療費の一部助成を継続するほか、安心して子育てができるよう、多子世帯で保育施設に入所している第2子以降で3歳未満の子どもの保育料補助を継続するとともに、小学生までの医療費の無償化を行ってまいります。

また、安全・安心な保育環境の充実を図るため、認定こども園に冷房設備を設置するとともに、進徳保育園の園舎床等の改修を行ってまいります。

子どもへの虐待については、社会全体の問題として取り組んでいくことが重要であり、未然防止と根絶に向けて、児童相談所や関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応してまいります。

また、平成30年度に実施した子育て支援に関するニーズ調査の結果を踏まえ、「第2期美唄市子ども・子育て支援事業計画」を策定するなど、子育てニーズに沿った支援の充実を図ってまいります。

さらに、保育所と幼稚園における幼児教育の充実を図るため、組織等の在り方等について、教育委員会と協議してまいります。

学校教育については、「新学習指導要領」を踏まえたICT環境を整備するほか、子どもたちが美唄らしい特色ある教育を通じて、新

しい時代を生き抜く資質・能力を育むとともに、学力や体力の向上、豊かな心の育成に努めてまいります。

芸術・文化・生涯学習については、市民の皆さんが意欲をもって多様な活動に取り組むことができるよう、文化施設の適切な管理運営に努めるほか、連携協定を締結している大学との連携により、美唄サテライト・キャンパス事業における講座や協働事業を実施し、生涯学習機会の確保を図ってまいります。

また、4110形式十輪連結タンク機関車2号、旧桜井家住宅などの市指定文化財や安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄などの地域資源を活用した、芸術文化活動を推進してまいります。

生涯スポーツについては、市民の皆さんが健康で生き生きと暮らすことができるまちを目指し、誰もが体力や年齢、性別、障がいの有無を問わず、興味や目的に応じてスポーツに親しむほか、大会の開催や合宿の受け入れなどによるスポーツを通じたまちづくりを推進してまいります。

また、体育施設については、改修工事の最終年度となる市営野球場の改修を進めるとともに、総合体育館のトイレの洋式化とシャワー一室の改修を行い、利用者の利便性の向上と災害時の避難所としての機能性を高めてまいります。

なお、教育行政については、教育委員会との協議・調整のもと、新たに策定した「美唄市教育大綱」に基づいた教育の振興に努めてまいります。

男女共同参画については、美唄市男女共同参画推進協議会などと連携を図りながら、誰

もが個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、暴力の予防と根絶に向けて、広く意識の啓発や情報の提供等に努めるとともに、DV被害に対しては、警察などの関係機関との連携により、迅速かつ的確な対応に努めてまいります。

平和施策については、核兵器廃絶平和都市宣言や美唄市まちづくり基本条例における平和の希求の理念のもと、核兵器の廃絶や世界の恒久平和の実現を願い、平和図書コーナーの設置や平和ミニコンサートの開催などの平和祈念事業を継続し、市民の皆さんとともに平和施策を推進してまいります。

次に「豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり」であります。

自然保護については、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点として、市民、団体及び行政との協働によるイベントの開催や環境学習などを通じて、ワイズユースを推進していくとともに、宮島沼の湿地環境を維持するため、水鳥などの種類と個体数を調査するなど、水環境の改善に向けた取り組みや基礎調査を継続してまいります。

環境行動については、市民一人ひとりが環境に対して意識を持ち、理解を深め、環境を大切にする行動が実践できるよう、消費者協会と連携したエコセミナーを開催するなど、環境に関する情報提供を充実させるとともに、出前講座やクリーン作戦の実施などを通じて、市民の皆さんの環境意識の高揚を図ってまいります。

また、火葬場については、市民の皆さんに支障なく利用いただけるよう、経年劣化した

火葬炉等の改修を行ってまいります。

ごみ処理については、ごみの分別排出を徹底していただくため、出前講座の開催をはじめ町内会やサンアール推進員などと連携した活動を継続するとともに、不法投棄防止に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

生ごみ堆肥化施設については、適切な維持管理を行うとともに、資源の有効活用を含めた循環型社会の形成を図るため、ごみの減量化やリサイクル活動を推進してまいります。

最終処分場については、当初の計画期間が満了となることから、新たな処分場の建設に向けては、コスト削減により、かさ上げによる延命化を図るため、生活環境影響調査、実施設計などを行ってまいります。

都市基盤整備については、立地適正化計画に基づき、人口規模に見合った魅力あるコンパクトな市街地の形成に向けた取り組みを行ってまいります。

市道については、引き続き中央団地線の改良舗装、拓北・峰樺西7号線の舗装整備や地域の側溝など整備を進めるとともに、新たに東雲線の整備に取り組んでまいります。

橋りょうについては、稲見橋、入初橋及び川向橋の補修工事を進めるとともに、近接目視での点検結果に基づき、「美唄市橋梁長寿命化修繕計画」の見直しを行ってまいります。

道路施設については、LED街路灯の設置を行う町内会等への補助を継続し、LED化を促進してまいります。

広域交通網の整備については、渋滞等の緩和のため、国道12号峰延道路の4車線化や道道美唄富良野線などの早期完成に向けて、国や道に引き続き要望してまいります。

除排雪については、冬道の交通安全対策が図られるよう国や道などの関係機関と連携しながら、市民生活や経済活動の基盤となる道路・歩道の除排雪を行い、安全・安心な冬の暮らしの確保に努めてまいります。

河川については、水防機能を強化するため、13号川の整備を行うとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

市営住宅については、南美唄団地、進徳東団地、いなほ団地のまち中への再編及び再配置のための基本設計に着手してまいります。

また、共練団地の外部改修を行い、長寿命化を図り、入居を希望される方々のニーズに応じた住宅の供給に努めてまいります。

民間住宅については、高齢者が安心して暮らせるよう、バリアフリーや断熱改修に対する支援制度を継続し、住生活の安定の確保と向上を図ってまいります。

また、木造住宅の耐震化率向上のため、耐震診断・改修に加え、新たに除却費に対し支援をしてまいります。

上水道については、有収率の向上や赤水の解消など水質管理を図るため、計画的に配水管改良事業や漏水調査を実施するとともに、水道管の耐震化や浄水場の老朽設備の更新を進め、安全で安心な飲料水の安定した供給に努めてまいります。

また、桂沢水道企業団の浄水場の更新を進めるとともに、水道事業の広域化に向けた検討を継続してまいります。

下水道については、汚水処理区域における整備の拡大や水洗化を促進するとともに、マンホールポンプ所の設備を更新してまいります。

また、下水道処理区域外については、引き続き合併処理浄化槽を設置してまいります。

なお、上下水道事業に関しては、経営改善のため、市民委員会を設置して、将来に向けた上下水道事業の在り方について検討してまいります。

景観・緑づくりについては、生ごみ堆肥を活用した花の植栽などを、市民や団体の皆さんとの協働により行うほか、公園施設については、ゆたか公園と旭公園の老朽化した遊具の更新を行うなど、適切な維持管理に努め、利用者の安全と快適な空間づくりに取り組んでまいります。

森林については、市有林の間伐などを行い、適正管理に努めるほか、森林資源の循環利用に向けて、国の新たな森林経営管理制度に基づく適切な経営管理を推進するとともに、民有林の維持・保全の取り組みを、引き続き支援してまいります。

また、北海道立北の森づくり専門学院については、講義拠点の一つとして選ばれたことから、商工会議所や森林組合等で構成された協力会と連携し、道が推し進める人材育成を主眼とした林業施策に寄与してまいります。

次に「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

保健については、市民一人ひとりが自身の健康を意識し、自分にあった健康づくりを進めることができるよう、各ライフステージに応じた個人や団体、地域での健康教育や相談を行うとともに、保健推進員や食生活改善推進員、運動推進員により健康づくり活動を支援してまいります。

また、がんの早期発見、早期治療につなが

る各種がん検診の周知・啓発及び感染症予防のための各種予防接種を実施し、疾病予防に努めるほか、母子保健活動については、妊産婦や乳幼児の栄養指導等を通して家族の生活習慣予防に取り組んでまいります。

受動喫煙防止については、改正された健康増進法に基づく対策の周知に努めるとともに、未来ある子どもたちの健康を守るために、条例の改正に向け検討を進めるほか、新たに医療機関と連携し、妊婦及び家族への禁煙相談支援事業に取り組んでまいります。

国民健康保険事業については、引き続き道と本市の役割分担の中で、一体的に事務の広域化や効率化を推進するなど、財政運営の健全化を図り、保険税の収入確保及び歯科健診や脳ドック検診などの保健事業の強化に努めてまいります。

また、医師会や関係機関との連携を緊密にし、特定健診の受診率の向上やジェネリック医薬品の使用促進、適正受診の推進等を行い、医療費の抑制につなげてまいります。

後期高齢者医療の保健事業については、健康診査や歯科健診等を実施し、疾病を早期に予防するとともに、健康に対する意識を高めてまいります。

地域医療については、持続可能な医療提供体制の構築や保健・医療・福祉の連携強化に向け、市立美唄病院建替えの実施設計を進めてまいります。

なお、実施設計に当たっては、将来の財政負担を可能な限り抑えるため、事業費の抑制を図り、建設に当たっては、有効な財源の確保に努めるほか、基本設計との比較内容を自治組織代表者会議やまちづくり地区懇談会、

広報紙、ホームページなどを通じて、お知らせしてまいります。

救急医療については、引き続き、医師会や近隣中核病院と緊密な連携を図り、救急搬送や救急医療体制を確保してまいります。

市立美唄病院については、在宅医療の推進のほか、地域包括ケア病床の運用により、回復期の患者受入を行うなど、入退院支援の強化に努めるとともに、医師や看護師の確保をはじめ、職員の資質向上に取り組み、病院機能や医師紹介などの情報を発信するなど、市民の皆さんに信頼される病院運営に努めてまいります。

障がい者福祉については、市内の相談支援事業所や福祉サービス事業所との有機的な連携により、地域全体で支えるサービス提供体制を構築し、自立した生活に向けた支援を行うほか、障がいのある方への虐待防止に向けては、道などの関係機関と連携しながら、早期発見し、解決に向けて取り組んでまいります。

また、障がいの有無に関わらずお互いを尊重し、理解を深める共生社会の実現のため、(仮称)手話言語条例の制定に向けて取り組んでまいります。

高齢者福祉については、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健、医療、介護、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる、地域包括ケアシステムの推進に引き続き取り組んでまいります。

また、介護予防事業をはじめ、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を継続し、認知症のある方とそのご家族が安心して生活できるよう支援するほか、地域の支えあい体制

を強化するための地域懇談会を継続するとともに、生活便利帳の充実を図り、高齢者が地域で自立した生活が続けられるよう支援してまいります。

生活福祉については、社会的孤立状態やさまざまな課題を抱える生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援事業及び住居確保給付金事業を継続し、生活や住居の相談を行うなど多様な支援に努めるほか、就労訓練や生活習慣の改善を必要とする生活困窮者及び生活保護受給者に対しては、就労準備支援事業を継続し、就労の実現に向けて取り組んでまいります。

次に「安全で安心して住めるまちづくり」であります。

防災については、地域の防災力向上のため、自主防災組織の設立を促進していくとともに、自衛隊や警察などの関係機関との連携強化と、住民の防災意識の向上を目的とした、水害に関する防災訓練の実施や要配慮者への災害支援体制の整備など、総合的な防災体制の強化に努めてまいります。

防犯については、犯罪のないまちづくりに向けて、地域の自主防犯組織の設立を促進していくとともに、警察をはじめ防犯協会や関係団体と連携を図ってまいります。

交通安全については、警察と連携し、小学生を対象とした自転車教室や老人クラブを対象とした高齢者交通安全教室を継続するとともに、飲酒運転の撲滅に向けた運動を行うなど、交通安全の重要性を啓発してまいります。

また、交通安全3ゼロ運動推進協議会と地域安全活動推進協議会については、事業を効率的・効果的に運営するため両協議会を統合

し、市全体で安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

消防については、住宅及び防火対象物等の火災による被害の軽減を図るため、査察及び広報活動等を行い、市民一人ひとりの防火意識の向上に取り組んでまいります。

救急については、救急救命士の知識・技能を維持向上するため、生涯教育や病院実習等を実施するほか、救命率向上のため、より多くの市民の皆さんに救急講習を受講いただけるよう、普及啓発に取り組んでまいります。

消防施設については、峰延分団車両の更新をはじめ消火栓の新設や更新を行い、消防力の維持強化を図ってまいります。

消防団については、各分団地域で想定される災害を考慮した定数の見直しを行うとともに団員の処遇を改善し、消防団の魅力の積極的な発信と合わせて入団の呼びかけを行い、団員の確保を目指すなど、地域住民の安全・安心確保の中核となる消防団の充実強化に取り組んでまいります。

消費者保護については、社会問題となっている悪質商法や架空請求などの犯罪被害を未然に防止するため、消費者被害防止ネットワークを通じた啓発活動をはじめ、消費生活センターに寄せられた被害事例等について、速やかに情報提供を行うなど、市民の皆さんが安全・安心な消費生活を送れるよう、警察や消費者協会等の関係団体と連携を図ってまいります。

雇用対策については、ふるさとハローワーク「ジョブガイドびばい」に就労支援相談員の配置を継続し、就労促進に努めるほか、企業誘致活動を積極的に展開し、雇用の場の確

保に努めてまいります。

また、雇用機会の拡大と人材育成を図るため、人材開発センターなどの関係機関と連携し、就職希望者の技能や知識習得に対する助成及び地元企業が行う人材育成に対する助成を継続して行ってまいります。

さらに、若者の地元就職を促進するため、市内高校と連携し、企業見学会や合同企業説明会などを開催してまいります。

コミュニティについては、誰もが住みなれた地域で、家族や近隣との絆を保ち、地域の一員として、共に支え合い、安心した生活を送れるように、市民自らが取り組むための地域福祉活動に対して、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、事業所、NPO法人等と連携し、ボランティア団体の育成や地域での助け合いを支援してまいります。

また、コミュニティの拠点施設である総合福祉センターや地域福祉会館については、市民の皆さんに安心して利用いただけるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

次に「みんなで力を合わせるまちづくり」であります。

協働のまちづくりについては、広報紙やホームページなどによる積極的な広報活動を通じて、市政への市民参画を進めるとともに、情報共有の推進と相互理解をさらに深めるため、自治組織代表者会議やまちづくり地区懇談会、地域応援チームなどの広聴活動を行ってまいります。

また、活力あるまちづくりを進めるため、美唄サテライト・キャンパス事業や認知症サポーター養成講座を通じて、協働のまちづくりに積極的かつ意欲的に参画する人材の育成

に、引き続き取り組んでまいります。

行財政運営については、本市は、人口減少による財政規模の縮小と、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少などにより、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、「中期財政運営基本方針」に基づき健全な財政運営に努めるとともに、行財政改革を推進し、重点施策への選択と集中を図りながらスリムで持続可能な自治体運営に向けて取り組むほか、多種多様な行政サービスを提供し、市民満足度を高める施策や事業を展開してまいります。

また、「総合計画後期基本計画」に掲げる27の施策ごとに、これまでのまちづくりの成果と効果を検証し、「次期総合計画」の策定に着手するほか、「総合戦略」が最終年度を迎えることから、これまで実施した事業の総括的な検証を行い、「次期総合戦略」の策定に着手してまいります。

公共施設等の管理については、「美唄市公共施設等総合管理計画」に掲げる基本方針と削減目標に基づき、品質・供給・財務の観点から、長期的な管理や活用に関して、施設等の配置や規模、運営方法を見直すなど、適切な進捗管理に努めるため、施設類型ごとに個別計画の策定に着手してまいります。

施策に対応する効率的な組織づくりに向けては、多様化する社会や価値観の変化などによるさまざまな行政ニーズに迅速かつ的確に対応するため、限られた人材の有効活用を図りながら、組織、機構を見直し、新たな課題への対応や施策を推進するほか、職員研修の充実や人事評価制度の活用などにより、職員一人ひとりの能力開発や意欲の向上を図るとともに、道などとの人事交流により、高い専

門性を持つ人材の育成に努めてまいります。

また、市民サービスの一層の向上を図るため、民間事業者へ事務の一部を委託する、包括アウトソーシングの導入を検討するなど、効率的かつ効果的な体制の構築を目指してまいります。

以上、平成31年度の市政執行方針を申し上げます。

平成31年は元号が改元となり新たな時代が始まる1年となりますが、平成を振り返りますと、世界では、規制を緩和する経済政策が世界中で進められ、ヒト・モノ・カネが国境を超え自由に行き来するグローバリズム化の流れが加速いたしました。

一方、わが国では、3%の消費税が新たにスタート、バブル経済の崩壊、デフレからの脱却、多発する自然災害や多様化する包括罪種の深刻さが増し、人口構造ではいわゆる団塊の世代が、現在は70歳近くとなり、加えて子どもの割合も大幅に低下し、少子高齢化社会の前触れ構造に変化してきたなど、経済の低迷や人口構造の変化に伴い、国を挙げて、いわゆる地方創生の取り組みが進められた「変革の時代」でもありました。

こうしたなか、平成27年9月の国連サミットにおいて、『「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現』のため、2030年を年限とする持続可能な開発目標「SDGs」として採択されました。

このことは、世界共通の課題であり、「エネルギー」、「経済成長と雇用」、「持続可能な都市」といった地域の課題解決に直結するテーマを含め17の目標が設定されており、政府は推進本部を設置したとともに、実施指針を決

定し、現在、自治体をはじめ企業や教育機関等により、地域の課題解決に向けた取り組みが広がっております。

今後も国を挙げて、豊かで活力ある未来を創る「SDGs」による取り組みが推進されていくなかであって、私としましては、本市のまちづくりの方向性を示す「総合計画」や「総合戦略」などの策定に当たっては、実効性の高い計画とするため、「SDGs」を意識した計画づくりに取り組みながら、市民の皆さんと協働した、「健康づくり」、「関係人口による活力づくり」、「産業づくり」戦略により、『みんなが活躍できる「まちづくり」の実現』を目指し、全力を挙げて、市政運営に取り組む所存であります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 平成31年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

急速な高齢化、人口減少や少子化、情報化、国際化など、予想を超えるさまざまな社会の変化の中で、将来を担う子どもたちにとって、今後、変化が激しく予測困難な時代の中、「確かな学力」はもとより、「健やかな体」「豊かな心」を身につけ、「生きる力」を育むことが求められております。

小学校では2020年度、中学校では2021年度からそれぞれ完全実施される新学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」を実践するという理念のもと、新学習指導要領で示された教育課程において、主体的・対話的で深い学びの実現が求められており、平成31年度は、

新学習指導要領へ円滑に展開できるようにするための重要な移行年度となっております。

また、生涯学習においては、市民の皆さんが、生涯にわたって学び続けることができ、豊かな心を育み、実りある生活を送るとともに、「学びを行動へつなげる」、「子どもたちの学びを広げ、支える」、「地域のよさや課題を学ぶ」という見方に立って、一人ひとりが主体的に学び、その成果を生かすことにより、さらに学びが深まるという循環を生み出すことが大切です。

教育委員会といたしましては、社会が大きく変化する時代にあっても、夢や希望を持って、果敢に挑戦していくことができる人材の育成、まちづくりを進めることができる人材を育成するとともに、子どもの豊かな学びを支える環境づくりなど、学校教育と社会教育がさらに連携し、一体となって取り組んでいかなければならないものと考えており、加えて、市民の皆様の各世代が心豊かに学び、学んだ成果が十分に生かされる活力ある生涯学習社会の構築を進めていくことが重要であると考えております。

平成31年度の本市の教育行政については、以上の考え方に基づき、教育の一層の振興と充実に向けて、新学習指導要領や美唄市教育大綱の基本理念に沿って、市長部局と連携を図りながら、各分野の施策を全力で取り組んでまいります。

初めに、学校教育について申し上げます。

1点目は、「幼児教育の充実」についてであります。

幼児教育においては、健康な心と体、自立心、協働性、道徳性・規律意識の芽生え、社

会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命の尊重、数量・図形・文字などへの関心、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現などを育むことが重要であり、これらの育みの過程を着実に確立させるためには、就学前施設から小学校への円滑な接続と連携が必要となります。

このため、就学前幼児と小学校児童との交流や教職員が教育課題や指導・支援方法について情報を共有し相互理解が得られるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を一層深めてまいります。

2020年3月末をもって閉園する栄幼稚園については、引き続き、園内研修及び園外研修を計画的に行い、教職員の専門性の向上に努めてまいります。

また、栄幼稚園が公立幼稚園として果たしてきた幼稚園教育については、認定こども園ひまわりに引継ぎ、その充実に努めてまいります。

保育所・幼稚園教育には小学校への円滑な接続・連携が不可欠であることから、幼児教育に関わる組織等の一元化に向けた在り方等について、市長部局と協議してまいります。

2点目は、「確かな学力の育成」についてであります。

2020年度に小学校、2021年度に中学校において完全実施される新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、将来を担う子どもに、「基礎的・基本的な知識・技能」、「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」、「学習意欲」を向上させる授業改善の取り組みが必要とされております。

このため、公立幼稚園を含む市内の全ての小中学校に対して行う指導主事等の計画訪問や要請訪問を通じて教育課程や学習指導に関する専門的助言を確実に授業に反映させるとともに、教員研修の充実を図り、「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」の結果を踏まえ、市内小中学校の校長・教頭や教職員により構成される学力向上プロジェクトチームが作成した「確かな学力育成プラン」の具現化に向け、管理職のリーダーシップのもと、全校が一丸となり包括的な授業改善に取り組んでまいります。

また、「家庭学習の手引き」を継続して活用し、学校と家庭が連携して家庭学習を含め、望ましい生活習慣の確立に努めてまいります。

これら授業改善に必要とされる教育環境について、小学校においては、平成31年度に、電子黒板・タブレット端末に加え、一部の教科にデジタル教科書を導入し、2020年度には、中学校で同様の整備を行うなどICT機器を効果的に活用し、新学習指導要領に示される教育の情報化に対応した取り組みを推進するとともに、これらの機器の動作環境を円滑にするため、教職員の研修を効果的に行うほか、総合的にサポートするスタッフを配置し、ICT機器の効果的・効率的な活用に努めてまいります。

外国語活動・英語教育につきましては、グローバル社会を見据え、児童生徒が英語で日常的なコミュニケーションが図られるよう、教員と英語指導助手の資質向上に努めるとともに、特に小学校教員については、さまざまな研修等を活用し外国語活動等の指導力と英語力の向上を図ってまいります。

各学校が長期休業中や放課後に実施する補足的な学習サポート等につきましては、引き続き、本市の教育支援ボランティアや退職校長会からの協力を受け実施するとともに、市民の方々のほか、市内在住の大学生や高校生がサポーターとして参画していただけるよう、その確保や支援体制の構築に努めてまいります。

食育・ふるさと・キャリア教育につきましては、安心・安全な学校給食の提供や栄養教諭による食育授業を通じ、これら教育の重要性を醸成するとともに、グリーン・ルネサンス推進事業での農業体験を通じ、仕事・食への関心を高めてまいります。

複式学級がある小学校につきましては、社会科や理科等の授業の充実を図るため、学習支援員の配置を継続してまいります。

市内道立高等学校との連携につきましては、高等学校による中学校への出前授業や中学校による高等学校施設の活用などを通じ、中高の交流を深めるほか、引き続き、高等学校教育のキャリア教育活動などに対する支援を行ってまいります。

3点目は、「小中学校の適正配置」についてであります。

少子化の傾向が続き、南美唄中学校につきましては、2021年3月末に閉校し、同年4月1日に東中学校と統合することについて、保護者並びに地域の皆さんと合意したことから、今後、設立予定の統合準備委員会と連携し、子どもたちが戸惑いなく、期待や希望を持って学校生活を送れるよう教育環境の課題整理に努めてまいります。

児童生徒が減少していく中、質の高い教育

環境を確保するためには、一定程度の学校規模が必要であることから、今後も、引き続き、保護者や地域等のご意見をお聴きしながら、小中学校の適正配置に努めてまいります。

4点目は、「豊かな心の育成」についてであります。

児童生徒の豊かな心の育成と健やかな成長を育むためには、社会生活を送る上で欠かせない規範意識を高め、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやりの心や感動する心を持つなど、豊かな人間性を育成することが必要となります。

このため、子どもたちの発達段階に応じて、豊かな心の育成に効果的な社会奉仕体験活動や自然体験活動、読書活動の充実を図ってまいります。

道徳につきましては、多様化・複雑化する現代社会において、規範意識や思いやりの心を醸成するため、小学校においては、平成30年度に「特別の教科 道徳」として教科化され、中学校においては平成31年度から教科化されることを踏まえ、引き続き、各学校の道徳教育推進教師が中心となり、研修会等で道徳科の指導方法を習得し「考え、議論する道徳」を実践し、命の大切さや道徳的な価値や問題に向き合い、児童生徒が自ら気づくよう指導の充実に努めてまいります。

不登校児童生徒の対策につきましては、さまざまな悩みや問題を抱え、学校に行きたくても行けない児童生徒に対して引き続き、常勤のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携を密にするほか、美唄市生徒指導交流会議の月例開催や適応指導教室への入級の働きかけを早期に行うなど、個

別の児童生徒の状況に応じた学校復帰に繋げる取り組みを、より一層充実させてまいります。

いじめの対応につきましては、「美唄市いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域、関係機関などと緊密に連携しながら、未然防止・早期発見の取り組みを進めるとともに、各学校が実施する定期的な調査や教育相談、「仲間づくり子ども会議」の実施を通じ、加害者のみならず、傍観者もいじめの加害者として捉え、誰もがいじめを許さない、いじめが存在しない学校づくりに努めてまいります。

近年、スマートフォンやSNSによるいじめが増加傾向にあることから、北海道教育委員会や民間企業が作成した啓発パンフレットを活用するとともに、情報モラル教室を実施してまいります。

いじめの疑いがある場合には、特定の教職員が抱え込むことなく、組織的かつ速やかに対応するよう、各学校への指導を徹底するとともに、いじめの重大事態への対応を強化するための体制づくりを推進してまいります。

学校や家庭における体罰・虐待につきましては、如何なる場合も教職員による体罰は禁止であることを学校長に指導するとともに、家庭内での虐待については、防止・根絶に向けて、学校、市長部局担当部署及び児童相談所等と連携し対応してまいります。

登下校時などの安全対策につきましては、地域の皆様のご協力をいただき、交通安全指導や通学路の安全点検を行うほか、学校安全マップを更新するとともに、学校では、外部からの侵入者等への対策として、警察のご

協力をいただき、防犯訓練等を実施してまいります。

また、中央小学校において、防災教育の一環として、北海道の協力を得ながら、授業の中に防災要素を取り入れ、児童が防災について考える「1日防災学校」を実施いたします。

5点目は、「健やかな体の育成」についてであります。

児童生徒の心身の健やかな発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食への関心を高め、健康的な生活習慣を身につけることが求められております。

小学5年と中学2年を対象とする平成30年度の「全国体力・運動能力、運動習慣調査」の結果では、小中男女とも全国平均を下回る状況となっております。

このため、体力の向上につきましては、「全国体力・運動能力、運動習慣調査」を全学年で実施し、運動に親しむ意識の醸成を図り体力の向上に繋げるとともに、調査結果について分析し、体育指導の改善・充実を図るほか、縄跳びや持久走など「一校一実践」の継続的な取り組みを通じて運動習慣の確立に努めてまいります。

また、朝食欠食や偏食等は、肥満や痩身、体力や学力の低下にも直接繋がることから、正しい食と栄養の知識、望ましい食習慣を身につけるよう、栄養教諭を中心に食に関する指導の充実に努めるとともに、学校、家庭、地域が連携して食を基本とした健康づくりに取り組んでまいります。

学校給食につきましては、食育を推進するための「生きた教材」であることから、給食を通じて、食の重要性や楽しさ、食に関する

正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、研修等を通じ、安全性と衛生管理を徹底し安心・安全な給食を提供してまいります。

歯の健康につきましては、今後におきましても幼小フッ化物洗口推進事業を継続実施し、虫歯の予防に努めてまいります。

薬物乱用防止教育や防煙教育に関する指導につきましては、警察や外部団体のご協力をいただき、子どもたちの正しい判断力と行動力を育ててまいります。

6点目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

特別支援教育につきましては、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援を進めるため、個別の指導計画の作成はもとより、特別支援教育支援員の効果的な活用を図ってまいります。

また、専門家チームによる巡回相談のほか、美唄市特別支援教育連携協議会や関係機関と各学校の特別支援教育コーディネーターと連携するとともに、教職員の資質向上を図るための研修の実施など、特別支援教育の充実に努めてまいります。

7点目は、「信頼される学校づくり」についてであります。

未来を担う子どもたちへの教育を効果的に実施するために、家庭や地域との連携・協力のもと、保護者や地域からの意見や要望を的確に学校運営に反映させていくことが求められております。

このため、昨年、市内の全ての学校に導入した「コミュニティ・スクール」の活動を通じて、家庭や地域が学校運営の基本方針や活

動計画などを共有し、それぞれが共通認識のもと、積極的に教育活動に参画し学校改善に繋げるよう取り組んでまいります。

就学援助制度につきましては、経済的に厳しい世帯に対する支援として重要な役割を担っていることから、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給など、これまでの支援を継続し、制度の周知徹底を図ってまいります。

全市的な取り組みといたしましては、学校での子どもたちの様子を多くの市民の皆さんが参観することにより、教育への関心と理解を深めていただく取り組みとして、美唄市地域一斉参観日を継続実施してまいります。

教職員の不祥事防止に向けては、児童生徒の教育活動に直接携わる教職員には、高い倫理観が求められ、服務規律の保持を徹底する必要のあることから、服務に関する研修資料を効果的に活用しながら、職場研修や個人面談の一層の充実を図ります。

また、本市の「教職員の働き方改革アクション・プラン」を着実に推進するため、統合型校務支援システムを導入し学校業務のスリム化を図り、子どもと向き合う時間の確保を図るとともに、出勤簿機能の活用による勤務状況の見える化を推進し、教職員の勤務時間の適正化を進めてまいります。

教職員の健康管理につきましては、学校での個別相談や人事面談を通じて、教職員の健康・メンタルケアの充実を図ってまいります。

部活動につきましては、北海道教育委員会が策定した「北海道の部活動の在り方に関する方針」に則り、本市の部活動の在り方に関する方針を策定し、教職員や生徒の部活動の休養日、練習時間等を定めてまいります。

8点目は、「教職員研修の充実」についてであります。

教職員には、さまざまな今日的課題に迅速かつ的確に対応できる資質・能力を身につけ、専門的知識や実践的指導力を磨き上げるため、各種研修を積極的に受講、参加することが求められております。

このため、学校ごとの課題に対応した校内研修の充実をはじめ、公開研究指定校事業を継続実施し、空知教育センター等が開催する各種研修会への積極的な参加を通じて、専門的知識や技能の習得を図り教職員の資質の向上に努めてまいります。

また、教職員が美唄の歴史や産業などを学び、授業等に活かしていくことができるよう、「ふるさと美唄研修」を継続実施してまいります。

9点目は、「学校施設の整備」についてであります。

学校施設につきましては、学校統合に伴う学校環境整備として、中央小学校大規模改修工事を2か年で実施するほか、老朽化した中型スクールバス1台を更新いたします。

次に、社会教育について申し上げます。

1点目は、「青少年の健全育成」についてであります。

情報収集・処理や情報の伝達方法の多様化・進展に伴い青少年を取り巻く社会・生活環境が大きく変化していることから、市民総ぐるみで青少年の健全な育成に取り組み、良好で安心・安全な環境をつくることが重要となっております。

このため、引き続き、学校・家庭・地域・関係団体等と連携し、街頭指導、有害環境の

浄化、情報モラルの育成などにより、犯罪から子どもたちを守るとともに、安全な地域づくりを進めるため、指導と啓発を継続してまいります。

また、優良青少年表彰やスポーツ・ダンスなど各種体験教室を継続実施するほか、文化・スポーツ大会の支援対象を拡充し、青少年の健全育成を推進してまいります。

放課後児童施設につきましては、家庭に代わる生活・成長の場であることから、引き続き、安心・安全な施設管理に努めてまいります。

2点目は、「生涯学習活動の充実」についてであります。

市民の皆さんが、生涯にわたって学び続け、その学びを享受し、まち全体の活気へと繋がるよう、社会状況に対応した多様な生涯学習機会の提供が必要となっております。

このため、市民の皆さんが意欲をもって多様な学習に臨むことができるよう、市民ニーズに配慮し、美唄サテライト・キャンパス事業の各種講座や連携協定を締結している大学との協働事業を実施し、人と人との繋がり、文化活動の活性化、まちづくりの実践に繋がってまいります。

3点目は、「文化財の保護」についてであります。

文化財は、本市の歴史と文化を後世の人々に伝える先人からの大切な「預かりもの」であり、これを損なうことなく次代に伝えていくことが私たちの世代の責務であることから、有形文化財である美唄屯田兵屋等については、現状保存に努めるとともに、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りについては、保

存会との連携により後継者の育成に努めてまいります。

4点目は、「文化・芸術の振興」についてであります。

文化・芸術の振興につきましては、文化団体等との連携を図り、市民文化祭をはじめとするイベントを開催し、市民の皆さんが文化・芸術に触れる機会の充実に努めてまいります。

公民館・市民会館につきましては、市民の皆さんの相互の交流や文化活動の充実に繋がるよう利用促進に努めてまいります。

安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄につきましては、美術館の魅力を市内外に発信するとともに、芸術文化交流などが促進されるよう、昨年度作成したアルテピアッツァ美唄の在り方を示す「ビジョン」に基づき、ソフト事業などを行いながら、適切な管理運営に努めてまいります。

また、木造校舎等の保全方法等を検討するための点検調査を行ってまいります。

5点目は、「社会教育施設の充実」についてであります。

社会教育施設につきましては、市民の皆さんの自主的、積極的な活動の場として、安全で快適に供することができるよう適切な管理運営に努めてまいります。

郷土史料館につきましては、特別展の開催や移動史料館の実施などにより利用促進を図るとともに、収蔵資料の有効活用を図ってまいります。

図書館につきましては、快適な読書環境づくりに向けて2階閲覧室に雪冷房を導入するほか、市民の皆さんのニーズに応えることが

できるよう、蔵書の充実を図るとともに、指定管理者の創意工夫による宅配サービスやインターネット予約サービスなど、指定管理者と連携を図りながら利用しやすい図書館づくりに努めてまいります。

子どもの読書活動につきましては、ブックスタート事業や本の読み聞かせ、道立図書館との連携などにより、幼児期から本に親しむ機会を提供するとともに、学校配本事業等により、子どもの読書習慣を育成する環境づくりを進めてまいります。

6点目は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興につきましては、「スポーツ健康都市宣言」に基づき、市民の皆さんが生涯にわたって健康意識を醸成できるよう、市民総参加型スポーツイベント「チャレンジデー」に引き続き参加し、市民総ぐるみによる健康づくりに取り組んでまいります。

また、スポーツ推進委員をはじめ、美唄市体育協会や関係団体等と連携・協働し、市民の皆さんがそれぞれの体力や年齢に応じた運動習慣、ウォーキングや軽スポーツ活動など、スポーツに取り組みやすい環境づくりを進めるとともに、各種スポーツ競技やスポーツ行事、大会開催などを通じて、生涯スポーツの推進に取り組んでまいります。

7点目は、「スポーツ合宿の誘致」についてであります。

スポーツ合宿誘致につきましては、市内にあるスポーツ施設を活用した合宿の受入れを行うとともに、国内競技団体に関する情報収集やPR活動を継続しながら、誘致に向けて取り組んでまいります。

8点目は、「体育施設の整備」についてであります。

安全で快適なスポーツ施設は、充実した活動のために不可欠なものであり、適切に環境を整える必要があります。

そのため、市民の皆さんが利用しやすい適切な施設の管理運営について指定管理者と連携し、施設の維持管理を図ってまいります。

また、市営野球場の最終年度の改修を実施するほか、災害発生時の避難所にもなる総合体育館のトイレ・シャワー室の改修を実施いたします。

以上、平成31年度の教育行政における主要な方針について申し上げます。

あらゆるものがインターネットに繋がり、人間の予測をはるかに超え人工知能が進化し、現在人間が行っているさまざまな仕事がロボットに代替される社会、いわゆるソサエティ5.0（超スマート社会）、第4次産業革命の時代の到来を間近に迎えようとする今、教育のあるべき姿も大きく変わろうとしています。

如何なる時代にあっても、人工知能が如何に進化しようとも、次代を担う子どもたちには、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、他者と協働しながら主体的に向き合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮する強い力と優しく豊かな心が求められています。

教育委員会といたしましては、子どもたちが、如何なる苦難・壁に対しても諦めずに粘り強く立ち向かい乗り越え、その先にある夢を掴み取るために、学校・家庭・地域と連携・協働しながら全力で教育行政に取り組んでまいります。

市民の皆さん及び市議会議員の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第7、報告第1号例月出納検査結果報告ないし日程の第12、報告第6号行政監査報告の以上6件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって報告第1号ないし報告第6号の以上6件を終わります。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第13、承認第1号専決処分の承認を求める件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました承認第1号専決処分の承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、専決第1号平成30年度美唄市一般会計補正予算（第10号）について、昨年12月からの豪雪により累積降雪量が平年の数値を大きく上回るため、排雪に係る経費を増額補正したもので、急を要することから、地方自治法の規定により、去る2月21日付けで専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ1億2,400万円を増額補正し、補正後の予算総額を163億1,137万3,000円としたものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げ

ますと、土木費に「除排雪事業」を増額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税を増額補正し財源対応をいたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 これより、承認第1号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**承認第1号専決処分の承認を求める件**は、原案のとおり**承認**されました。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第14、議案第17号美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正の件ないし日程の第19、議案第22号市道路線の認定及び廃止の件の以上6件について、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第17号美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正の件であります。

本件は、平成33年3月31日をもって美唄市立南美唄中学校を閉校し、美唄市立東中学校と統合することに伴い、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第18号美唄市消防団条例等の一部改正の件であります。

本件は、人口減少により消防団員の担い手不足が深刻化する中、消防関係者及び有識者で構成されます「美唄市消防団あり方検討委員会」におきまして、今後の消防団体制及び想定される災害等を検討した結果、新たに機能別団員を創設するとともに、団員定数を改め、団員確保に向けた入団要件の見直し及び処遇の改善を図るため、消防団員の年報酬・出動報酬の支給額の改定及び機能別団員の年報酬・出動報酬の支給額について定めることから、関係3条例について必要な改正を行うものであります。

次に、議案第19号美唄市医療費助成条例の一部改正の件であります。

本件は、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援するため、乳幼児等医療費助成事業の対象を拡大し、小学生までのすべての乳幼児等の医療費を全額助成することについて、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第20号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件であります。

本件は、国が定めた公定価格の改定により、へき地保育所保育料について必要な改正を行うほか、月途中における入退所の保育料について、保護者負担の適正化を図ることを目的として、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第21号美唄市手数料徴収条例の

一部改正の件であります。

本件は、林業の成長産業化を実現するため、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保及び森林の公益的機能の維持増進を一体的に図る必要があるため森林法の一部が改正され、林地台帳の作成・林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表が新たに規定されたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第22号市道路線の認定及び廃止の件であります。

本件は、桜井・元村西13線について、国営農地再編整備事業に伴い、新たに整備される部分と起点、終点を見直し、認定及び廃止するほか、東8条北7丁目線について、周辺住民の生活環境整備を図るため認定するもの、また、北美唄西8号線について、道営農業競争力強化基盤整備事業に伴い廃止するとともに美富北線についても、国営緊急農地再編整備事業に伴い廃止するものであり、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 ただいま提案理由の説明がありました議案第17号ないし議案第22号の以上6件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これより、議案第17号ないし議案第22号の以上6件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第17号及び議案第18号の以上

2件は総務・文教委員会に、議案第19号ないし議案第22号の以上4件は産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第20、議案第3号平成30年度美唄市一般会計補正予算（第11号）ないし日程の第34、議案第16号平成31年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上15件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。  
市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第3号平成30年度美唄市一般会計補正予算（第11号）であります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為、第4条地方債について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ1億79万7,000円を追加し、補正後の予算総額を164億1,217万円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、民生費には、新規利用者の増加に伴い扶助費に不足が生じることから、「施設利用支援事業」を増額計上いたしました。

農林費には、国の第2次補正予算に伴う事業として、持続可能な農業構造を実現するため、人・農地プランに位置付けられた経営体が行う農業機械等の導入に対し支援する「担い手確保・経営強化支援事業」を計上するとともに、道営水利施設整備事業の大富地区及

び親和地区について農家負担軽減対策を行う「農業競争力基盤強化特別対策事業」を増額計上いたしました。

商工費には、国の第2次補正予算に伴う事業として、消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う「美唄市プレミアム付商品券事業」を計上いたしました。

また、美唄国設スキー場の圧雪車について、平成元年に導入した1台が耐用年数を大幅に超え、老朽化により修繕不能な状況にあり、ゲレンデ整備に支障をきたしていることから更新し、施設の適正な運営を図る「美唄国設スキー場整備事業」を増額計上いたしました。

諸支出金には、施設サービス給付費及び居宅サービス計画給付費に不足が生じたことにより増額補正を行う介護保険会計に対し、法定内の追加繰出しを行う「介護保険会計支出金」を増額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税、国庫支出金、道支出金、繰越金及び市債を増額補正し財源対応をいたしました。

第2条繰越明許費の補正につきましては、本歳入歳出予算及び当初歳入歳出予算に計上している「農業競争力基盤強化特別対策事業」、本歳入歳出予算に計上している「美唄市プレミアム付商品券事業」、「美唄国設スキー場整備事業」について、平成30年度中に事業が完了できないため、繰越明許費の設定を行うものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、

国営かんがい排水事業北海地区における平成22年度着手1期分及び平成25年度着手2期分の事業工期延伸に伴い、新たに債務負担行為を設定するものであります。

第4条地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「農業競争力基盤強化特別対策事業」及び「美唄国設スキー場整備事業」について、事業の実施に伴う財源として「農業基盤整備債」1,390万円、「交流施設整備債」4,250万円をそれぞれ増額発行するため、地方債の限度額を変更するものであります。

次に、議案第24号平成30年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第3号）であります。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ6,136万円を増額補正し、補正後の予算総額を31億714万7,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、保険給付費に、一般被保険者の医療費が増加したことに伴う療養給付費の不足に対応するための「一般被保険者療養給付事業」、一般被保険者の入院医療費の伸びにより入院時食事療養費などが増加したことに伴う療養費の不足に対応するための「一般被保険者療養事業」、一般被保険者の医療費の増加に伴う高額療養費の不足に対応するための「一般被保険者高額療養事業」、被保険者の出産件数の増加に伴う出産育児一時金の不足に対応するための「出産育児一時金」をそれぞれ増額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に

対応する道支出金を計上し財源対応をいたしました。

次に、議案第4号平成30年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）であります。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ2,410万円を追加し、補正後の予算総額を28億2,142万5,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、保険給付費の、介護保険施設利用件数が増加したことに伴う施設サービス給付費の不足に対応するため「要介護者施設サービス給付事業」、及び居宅サービス計画件数が増加したことに伴う居宅サービス計画給付費の不足に対応するため「要介護者等居宅サービス計画給付事業」をそれぞれ増額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、道支出金、支払基金交付金及び繰入金を計上し財源対応をいたしました。

次に、議案第5号平成30年度市立美唄病院事業会計補正予算（第2号）であります。

本件は、第1条で本補正予算について定め、第2条で、継続費について廃止しようとするものであります。

補正内容につきましては、病院建替えに係るMRI棟解体工事について、当初から2年度にわたることが見込まれていたため、平成30年度当初予算において、平成30年度・31年度の二カ年の継続費として計上しておりましたが、解体工事着工が平成31年度となること

から、継続費の廃止を行うものであります。

次に、議案第6号消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件であります。

本件は、「消費税法」及び「地方税法」の改正により、消費税率及び地方消費税率が合計8%から10%に引き上げられることに伴い、本市の手数料及び使用料について、増税分を引き上げることとし、議案記載の28件の関係条例の整備をするほか、「美唄市民バス運行条例」、「美唄市スキー場条例」、「美唄市米穀乾燥調製処理施設条例」、「市立美唄病院診療費及びその他料金徴収条例」、「美唄市民会館管理条例」、「美唄市立公民館条例」、「美唄市郷土史料館設置条例」、「美唄市営温水プール条例」、「サン・スポーツランド美唄条例」、「美唄市営陸上競技場条例」、「美唄市営弓道場条例」、「美唄市体育センター条例」、「美唄市総合体育館条例」について必要な改正を行うものであります。

次に、平成31年度各会計予算について申し上げます。

平成31年度の予算編成につきましては、将来を見据えたまちづくり施策の推進と健全な財政運営を行うために、抑制基調としながらも、びばい未来交響プラン(第6期美唄市総合計画)の都市像に掲げております「食・農・アートが響き合う 緑のまち 美唄」の完遂を見据え、経済振興や安全・安心な暮らしに立脚した市民生活の実現に向け、国の交付金など有利な財源を活用しながら、事業の選択と集中を図り、所要の事業について予算計上したところです。

この結果、全会計の予算の総額は、271億

5,661万8,000円となりました。

以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第7号平成31年度美唄市一般会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を155億1,170万3,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

以下、歳出の主なものについて申し上げますと、議会費には、議会の運営に要する一般管理事務などを、総務費には、移住・定住促進事業や庁舎整備事業、美唄市バス路線維持費補助事業などを、民生費には、保育施設整備事業や障がい児居宅生活支援費給付事業などを、衛生費には、医療等拠点づくり推進事業や乳幼児等医療費助成事業を、労働費には、地元就職等応援事業などを、農林費には、多面的機能支払交付金事業や中心経営体農地集積促進事業などを、商工費には、農商工連携推進助成事業や中心市街地元気創出事業、国内外観光客誘致対策事業などを、土木費には、都市計画街路整備事業や橋りょう新設改良事業、公営住宅建替事業などを、消防費には、消防車両整備事業や消防水利整備事業などを、教育費には、小学校大規模改修事業や体育施設整備事業などを、公債費には、市債の元利償還金などを、職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、諸支出金には、特別会計に対する繰出金などをそれぞれ計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などを計上し

ました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第8号平成31年度美唄市民バス会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を3,943万1,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に、3,796万2,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に、1,200万3,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第9号平成31年度美唄市国民健康保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を30億2,271万7,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に21億5,057万6,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、道支出金に21億6,385万8,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第10号平成31年度美唄市下水道会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、16億

1,488万6,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、下水道費に、3億4,014万5,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に3億9,349万円を計上しました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第11号平成31年度美唄市介護保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、29億3,644万3,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、26億7,186万2,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、支払基金交付金に、7億5,208万円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第12号平成31年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、2億3,294万6,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費に、1億8,292万4,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、サービス収入に、2億1,662万3,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第13号平成31年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を7億8,097万1,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、北海道後期高齢者医療広域連合納付金に7億6,881万5,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料に2億6,233万8,000円を計上しました。

次に、議案第14号平成31年度市立美唄病院事業会計予算であります。

第2条は、病床数、年間患者数、一日平均患者数及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第15号平成31年度美唄市水道事業会計予算であります。

第2条は、給水戸数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内

業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第16号平成31年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。

第2条は、給水事業所数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第3号及び議案第24号、議案第4号ないし議案第16号の以上15件については大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第3号及び議案第24号、議案第4号ないし議案第16号の以上15件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号及び議案第24号、議案第4号ないし議案第16号の以上15件については、12人の委員をもって構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算等審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

丸山文靖議員、吉岡建二郎議員、

松山教宗議員、川上美樹議員、

楠 徹也議員、本郷幸治議員、

吉岡文子議員、山崎一広議員、

桜井龍雄議員、谷村知重議員、

土井敏興議員、金子義彦議員

の以上12人の議員を指名いたします。

---

●議長小関勝教君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

---

午前11時56分 散会

